

# 山口県報

平成26年  
3月31日  
(月曜日)

## 目 次

### ○人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### ○人委告示

級別職務区分表に関する告示の一部改正



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二のイ 行政職給料表管理職手当月額表七級の項中

別表第三のイ 行政職給料表管理職手当月額表七級の項中

3種	771,000	を	3種	771,000	に改める。
			5種	551,000	

3種	63,000	を	3種	63,000	に改める。
			5種	45,000	

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の第三第二項中「掲げる事由」の下に、「（前条第一項各号に掲げる事由に該当するものに限る。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 法第五十五条の第二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二條第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二條第一項の規定により派遣され、職員の自己啓発等休業に関する条例第二條の規定により自己啓発等休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律第二條の規定により育児休業をし、職員の休職の事由を定める条例（昭和三十三年山口県条例第十五号）第一号に掲げる事由に該当して休職にされ、教育公務員特例法第二十六條第一項の規定により大学院修学休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三号**

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「警察本部」の下に「生活安全部地域課並びに」を加え、同項第六号中「警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊」を「警察本部(生活安全部地域課に限る。)」に改め、同項第十二号中「警察本部交通部」を「警察本部(生活安全部地域課及び交通部に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第四号**

職員自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年山口県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同号二中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条」を「第十九条(第四項を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第五号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「課長補佐」を「主幹 課長補佐」に改め、同表知事の事務局の項中「調整監」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**山口県人事委員会告示第一号**

級別職務区分表に関する告示(昭和六十年山口県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表四級の項中「防府商業高等学校事務長」を「防府商工高等学校事務長」に改め、「小学校主査」を「小学校事務長」に改め、同表六級の項中「防府商業高等学校事務長」を「防府商工高等学校事務長」に改める。